令和８年（フ）第２７３号
大阪府寝屋川市打上高塚町１番３号ふぁみーゆ寝屋川セントラルパークＣ棟1138号室
破産者　株式会社ＣＯＬＰＩＴＯ
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

令和７年（フ）第４１３号
盛岡市南青山町２番１―101号　県営南青山アパート２号棟
破産者　小國　広孝
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第１７７号
盛岡市南仙北一丁目２番60号　吉田アパートＤ２号
破産者　佐藤美由記
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第７５号
秋田市土崎港北五丁目３番33号　イーストハウスⅠ号
破産者　今田　重孝
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第３３号
秋田県由利本荘市薬師堂字二本木126番地６
破産者　嶽石　陽介
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

令和７年（フ）第１８０号
茨城県下妻市小島708番地１　サンライズハイツ101号室、開始決定時の住所茨城県下妻市砂沼新田18番地２　シェルガーデンＢ201
破産者　関　　直樹
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

令和７年（フ）第１９８号
茨城県結城市結城大字結城11152番地２
破産者　菊池　　努
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

令和８年（フ）第４８号
群馬県太田市西矢島町370番地91
破産者　村岡　和紀
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

令和８年（フ）第５９号
群馬県邑楽郡明和町田島71番地２
破産者　高橋しのぶ
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

令和７年（フ）第３７号
大分県竹田市大字入田560番地１　大津英治様方
破産者　大津　咲子
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所竹田支部破産再生係

令和８年（フ）第９５９号
札幌市手稲区曙３条３丁目９番７号　札幌ハイツＤ号
破産者　赤澤　信彦
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第９６０号
札幌市豊平区月寒東１条６丁目５番14号　キャッスルヴィレッジ101号
破産者　玉田　剛志
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第９６１号
札幌市豊平区月寒東１条６丁目５番14号　キャッスルヴィレッジ101号
破産者　玉田いくみ
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第９６９号
代替住所Ａ（旧住所　札幌市厚別区厚別中央５条６丁目２番20―205号）
破産者　小林　和惠（旧姓　伊藤）
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第３８４号
北海道旭川市豊岡４条１丁目２番４号　永大グリーンハイツ豊岡４・１　103号室
破産者　阿久津俊博
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２０号
北海道留萌市東雲町２丁目９番地の７
破産者　松元　敬一
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２８３号
仙台市泉区八乙女中央３丁目９番19号　医心館仙台八乙女318、開始決定時の住所宮城県岩沼市土ケ崎４丁目12番25―Ⅲ103号
破産者　谷岡　憲三
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第５０号
宮城県角田市角田字中島下462番地１　２号室
破産者　澤村由香里
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部